

質 問 回 答 (第 1 回)

2020 年 11 月 日

「(案件名 20a00658 アフリカ地域アフリカ中西部地域におけるCOVID-19影響下のフードバリューチェーン現状把握のための情報収集・確認調査 (QCBS) 」

(公示日：2020年11月4日／公示番号：20a00658) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14「(3)COVID-19 による渡航措置・行動制限」	各国の現地人材を有効的に活用するとともに、とあるが、この現地人材は相手国政府機関等配属の C/P を想定しているのでしょうか？それとも受注者が別途雇傭するローカルスタッフのことでしょうか？	受注者が別途雇傭するローカルスタッフを想定しています。
2	P15「(3)現地調査対象作物の選定」	イモ類やプランティンバナナが主食として高い重要度を持つ国々がありますが、ここでいう穀物は「主食とされる作物」と理解してよいでしょうか。	穀物は「主食とされる作物」と読み替え、イモ類やプランティンバナナが主食として高い重要度を持つ国々では、穀物として扱ってください。
3	P15 「4. 調査の内容」 「(6) 現地調査」	「実施回数は播種前、収穫後時期を含めるものとして、二期作も念頭に 1 件につき 4 回を想定する」とありますが、年 1 回生産もしくは 2 毛作の作物についても 4 回調査を実施することを想定していますでしょうか。	二毛作を「同じ耕地で一年の間に 2 種類の異なる作物を栽培すること」という定義の下、回答いたします。 二毛作に関わらず、対象となる作物が通常年 2 回生産されている場合には 4 回調査を、年 1 回生産の場合は播種前と収穫後の 2 回調査としてください。
4	P15 「4. 調査の内容」 「(6) 現地調査」 及び P20「2. 業務工程」	「4. 調査の内容」の「(6)現地調査」においては、「実施回数は播種前、収穫後時期を含めるものとして、二期作も念頭に 1 件につき 4 回を想定する」とありますが、「2. 業務工程」においては、「渡航回数はこのべ 15 回を想定」とされています。1 回の渡航において、複数カ国を周遊することも可、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、1 回の渡航において複数か国を周遊することは可能です。ただし、新型コロナウイルス対策にかかる安全対策措置のため、実際には周遊できない場合もあります。
5	P15 「4. 調査の内容」 「(6) 現地調査」	「1 件の FVC(1 対象国内の 1 作物の FVC)ごとに定点調査を行う」とありますが、「定点」とは調査対象者を固定するという意味でしょうか、それとも調査対象地域を固定するという意味でしょうか。	調査対象地域をはじめ、調査対象作物・調査対象者を固定してください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
6	P17「5. 報告書等」(1)調査報告書」	各報告書につき和文、英文、仏文の3か国語で作成との指示が出ていますが、英語を公用語とする国についても仏文の報告書の作成が必要でしょうか。	報告書は国別ではなく、対象5か国をまとめて作成することを想定しています。したがって、対象国に関わらず、和文、英文、仏文の3か国語で作成してください。
7	P20「2. 業務実施上の条件」(2)業務量目途と業務従事者構成案」	「生産／消費」「流通／販売」の担当分野の組合せを変更することは可能でしょうか。例えば「投入/生産」「加工/流通/販売/消費」など FVC の流れに沿った形での役割分担など。それとも他地域の同調査との関連で担当分野は変更しない方が良いでしょうか。	応募者が最適と考える提案を妨げるものではありませんので、プロポーザルにて理由を詳述した上で「生産／消費」「流通／販売」の担当分野の組合せを変更することは可能です。
8	P21「同上」(4)対象国の便宜供与」	「...現地調査においては、本調査の実施が JICA による今後の当該国・分野での協力展開に直接的につながるとの誤解を受けないよう、留意すること。」とありますが、相手国政府関係機関からの C/P 提供は期待できないと考えて宜しいでしょうか？	本案件は JICA が主体的に実施する基礎情報収集・確認調査のため、相手国政府関係機関の C/P の提供はないとお考え下さい。ただし、相手国政府機関の協力が必要な場合には JICA から申し入れることは可能です。
9	P22「同上」	(3)の1)一般業務費は定額とあるので特殊傭人費や車両関連費といった細目の積算は不要と判断して宜しいでしょうか？	プロポーザルの段階では細目の積算の提出は求めませんが、契約交渉の場でプロポーザルの内容に照らして一般業務費に係る経費(費目、単価、数量等)の計上方法については協議させていただきます。
10	P22「5. 見積作成にかかる留意事項」(3)	一般業務費として 15,000 千円計上の指示がありますが、仏語(あるいは必要に応じて葡語)への翻訳料は含まれていますか。	含まれております。

以上